

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	介護保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

旭川市は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

介護保険に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、委託先による特定個人情報の不正入手、不正な使用等の対策として、特に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関して契約条件に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

旭川市長

公表日

令和7年12月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	<p>介護保険関係事務とは、介護保険法及び旭川市介護保険条例等に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、要介護(要支援)認定等及び保険給付等に関する次の事務を行う。</p> <p>1 被保険者の介護保険資格管理に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 転入により第1号被保険者となる者の資格取得の管理を行う。 (2) 65歳年齢到達により第1号被保険者となる者の資格取得の管理を行う。 (3) 申請により第2号被保険者となる者の資格取得の管理を行う。 (4) 転出、死亡等により被保険者でなくなる者の資格喪失の管理を行う。 (5) 適用除外該当により被保険者でなくなる者の管理を行う。 (6) 資格得喪記録の履歴管理を行う。 (7) 被保険者証の発行を行う。 (8) 資格者証の発行を行う。 (9) 当保険者により住所地特例の適用を受けている者の管理を行う。 (10) 他保険者により住所地特例の適用を受けている者の管理を行う。 <p>2 保険料の賦課・徴収管理に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 前年度の所得情報を基に仮徴収額の計算を行い、仮徴収保険料額を決定する。 (2) 今年度の所得情報を基に保険料額の計算を行い、保険料額を決定する。 (3) 年金保険者から保険料額を天引きするため、特徴回付情報の作成を行う。 (4) 保険料减免・徴収猶予の申請を受付、決定を行う。 (5) 所得照会文書の発行を行う。 (6) 年金保険者からの特別徴収実績情報より収納消込を行う。 (7) 納付済通知書(納付書)より収納消込を行う。 (8) 過誤納対象者の過誤納額を確認し、還付・充当処理を行う。 (9) 未納者に対し、督促・催告を行う。 (10) 時効対象者の抽出し、不納欠損の決定を行う。 (11) 滞納分に対して、次年度への繰越処理を行う。 <p>3 受給者管理に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 要介護認定(新規、更新、変更等)に関する申請内容の入力を行う。 (2) 要介護認定申請を受付した者に対して、訪問調査を実施し、調査結果情報を管理する。 (3) 要介護認定申請を受付した者に対して、医療調査を実施し、主治医意見書情報を管理する。 (4) 要介護認定の一次判定を行う。 (5) 認定審査会を開催し、要介護認定の判定を行う。 (6) 他自治体で認定者が転入してきた場合の認定登録を行う。 (7) 認定有効期限切れになる対象者に更新申請の案内を行う。 (8) 要介護認定者(第1号被保険者)の滞納状況を確認し、支払方法の変更、給付の差止を行う。 (9) 医療保険者より給付制限依頼のあった要介護認定者(第2号被保険者)の一時差止処分の入力を行う。 (10) 介護給付額減額及び高額介護サービス費支給停止の処理を行う。 (11) 災害等の受給者の一割負担金額の減額免除を行う。 (12) 特定入所者認定に関する申請の受付を行い、受給要件の判定後を認定証を発行する。 (13) 要介護認定を申請した者に対して、負担割合を判定し、負担割合証を発行する。 <p>4 給付管理に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 被保険者より申請受付した居宅サービス計画を依頼する居宅介護支援事業者等の登録・変更を行う。 (2) 国保連合会からの審査済給付実績情報を受領する。 (3) 国保連合会からの審査済給付管理票情報を受領する。 (4) 被保険者からの福祉用具、住宅改修費、特定入所者介護サービス費、介護保険居宅介護サービス費等の償還払いの支給申請を受付け、申請内容を判定し、給付費の支払を行う。 (5) 被保険者からの高額介護サービス費の支給申請を受付け、申請内容を判定し、高額介護サービス費の支払を行う。 (6) 国保連合会に審査支払のための情報提供(受給者台帳)を行う。 (7) 高額医療合算介護サービス費の支給申請を受付け、自己負担額証明書を発行する。 (8) 医療保険者から受領する支給額計算結果連絡票情報より、支給(不支給)の判定を行い、高額医療合算介護サービス費の支払を行う。
③システムの名称	GPRIME介護保険システム、介護保険要介護認定業務支援システムALWAYSJ、中間サーバーコネクタ、中間サーバー、庁内連携基盤、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険関係情報ファイル	

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)（以下、「番号法」という。）別表第100項
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日号外デジタル庁、総務省令第9号)第2条の表第2, 3, 7, 11, 15, 42, 56, 65, 69, 80, 83, 86, 87, 108, 115, 125, 128, 131, 132, 144, 161の項 (情報照会) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日号外デジタル庁、総務省令第9号)第2条の表第131項, 132項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日号外デジタル庁、総務省令第9号)第133条, 134条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	旭川市福祉保険部介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長

6. 他の評価実施機関

請求先	旭川市市民生活部地域活動推進課(情報公開・個人情報担当) 〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎3階) 0166-25-6012
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	旭川市福祉保険部介護保険課 〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎2階) 0166-25-6485
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面毎に人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じている。 ・特定個人情報の入手後は、複数人で内容を確認の上、施錠可能なキャビネット等に保管している。 ・廃棄時はその情報の機密性に応じた処分を徹底しており、特に個人情報が含まれるものについてはシュレッダーでの廃棄をしている。 ・これら取扱いを含め、担当職員に必要な研修をeラーニング等で提供し、適切な受講を確認している。	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[○] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[○] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[

]

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I－4－②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和5年12月27日	I－1－③システム名称	介護保険事務処理システム	GPRIME介護保険システム	事前	
令和6年11月1日	<u>個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言</u>	特記事項の追加(外部委託に伴う)	<u>介護保険に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、委託先による特定個人情報の不正入手、不正な使用等の対策として、特に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関する契約条件に含めることで万全を期している。</u>	事後	
令和6年11月1日	I－1－②事務の概要	新規追加	<u>「なお、介護保険に関する事務において、各種申請書の受付については、窓口・郵送での書類の受付のほか、マイナポータルのぴったりサービス申請APIによるオンラインでの受付も実施する。」の追加</u>	事後	<u>マイナポータルのぴったりサービス申請機能が追加されたため</u>
令和6年11月1日	I－1－③システムの名称	新規追加	<u>「介護保険要介護認定業務支援システム ALWAYSJ」の追加</u>	事後	
令和6年11月1日	I－3個人番号の利用	<p><u>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。)・第9条第1項(利用範囲) 別表第一の68の項</u></p> <p><u>2 番号法別表第一の68項(介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務で主務省令で定めるもの)</u></p> <p><u>3 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条</u></p>	<p><u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。)別表第100項</u></p>	事後	<u>法改正に伴う対応</u>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月1日	I-4情報提供ネットワークシステムによる情報連携	<p>1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付関係情報及び介護保険法に係る情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 26, 30, 39, 42, 46, 56の2, 58, 61, 62, 80, 83, 87, 90, 94, 95, 117の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付情報及び介護保険法に係る情報」が含まれる項(93, 94の項)</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p>	<p>(情報提供) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日号外デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表第2, 3, 7, 11, 15, 42, 56, 65, 69, 80, 83, 86, 87, 108, 115, 125, 128, 131, 132, 144, 161の項</p> <p>(情報照会) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日号外デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表第13 1項, 132項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日号外デジタル庁・総務省令第9号)第133条, 134条</p>	事後	法改正に伴う対応
令和6年11月1日	IV-6 情報提供ネットワークシステムとの接続及び目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[○]接続しない(入手)	[<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input checked="" type="checkbox"/>]特に力を入れている]	事後	
令和6年11月1日	IV-8	新規追加	[<input checked="" type="checkbox"/>]特に力を入れている] (判断の根拠) 特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面毎に人为的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	事後	
令和6年11月1日	IV-11	[<input checked="" type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する。	[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	I-1-②	<p>介護保険関係事務とは、介護保険法及び旭川市介護保険条例等に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、要介護(要支援)認定等及び保険給付等に関する事務を行う。</p> <p>なお、介護保険に関する事務において、各種申請書の受付については、窓口・郵送での書類の受付のほか、マイナポータルのぴったりサービス申請APIによるオンラインでの受付も実施する。</p>	<p>介護保険関係事務とは、介護保険法及び旭川市介護保険条例等に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、要介護(要支援)認定等及び保険給付等に関する次の事務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 被保険者の介護保険資格管理に関する事務 <ol style="list-style-type: none"> 転入により第1号被保険者となる者の資格取得の管理を行う。 65歳年齢到達により第1号被保険者となる者の資格取得の管理を行う。 申請により第2号被保険者となる者の資格取得の管理を行う。 転出、死亡等により被保険者となる者の資格喪失の管理を行う。 適用除外該当により被保険者でなくなる者の管理を行う。 資格得喪記録の履歴管理を行う。 被保険者証の発行を行う。 資格者証の発行を行う。 当保険者により住所地特例の適用を受けている者の管理を行う。 他保険者により住所地特例の適用を受けている者の管理を行う。 保険料の賦課・徴収管理に関する事務 <ol style="list-style-type: none"> 前年度の所得情報を基に仮徴収額の計算を行い、仮徴収保険料額を決定する。 今年度の所得情報を基に保険料額の計算を行い、保険料額を決定する。 年金保険者から保険料額を天引きするため、特徴回付情報の作成を行う。 保険料減免・徴収猶予の申請を受け、決定を行う。 所得照会文書の発行を行う。 年金保険者からの特別徴収実績情報により収納済みを行う。 納付済通知書(納付書)より収納済みを行う。 過誤納付者の過誤納額を確認し、還付・充当処理を行う。 未納者に対し、督促・催告を行う。 時効対象者の抽出し、不納欠損の決定を行う。 滞納分に対して、次年度への繰越処理を行う。 受給者管理に関する事務 <ol style="list-style-type: none"> 要介護認定(新規、更新、変更等)に関する申請内容の入力を行う。 要介護認定申請を受付した者に対して、訪問調査を実施し、調査結果情報を管理する。 要介護認定申請を受付した者に対して、医療調査を実施し、主治医意見書情報を管理する。 要介護認定の一次判定を行う。 認定審査会を開催し、要介護認定の判定を行う。 他自治体で認定者が転入してきの場合の認定登録を行う。 認定有効期限切れになる対象者に更新申請の案内を行う。 要介護認定者(第1号被保険者)の滞納状況を確認し、支払方法の変更、給付の差止を行なう。 医療保険者より給付制限依頼のあった要介護認定者(第2号被保険者)の一時差止処分の入力をを行う。 介護給付額減額及び高額介護サービス費支給停止の処理を行う。 災害等の受給者の一割負担金額の減額免除を行う。 特定入院者認定に関する申請の受付を行い、受給要件の判定後を認定証を発行する。 要介護認定を申請した者に対して、負担割合を判定し、負担割合証を発行する。 給付管理に関する事務 <ol style="list-style-type: none"> 被保険者より申請を受けた居宅サービス計画を依頼する居宅介護支援事業者等の登録、変更を行なう。 国保連合会からの審査給付実績情報を受領する。 国保連合会からの審査給付管理累積情報を受領する。 被保険者からの福祉用具、住宅改修費、特定入所者介護サービス費、介護保険居宅介護サービス費等の負担還払いの支給申請を受付け、申請内容を判定し、給付費の支払を行う。 被保険者からの高額介護サービス費の支給申請を受付け、申請内容を判定し、高額介護サービス費の支払を行う。 国保連合会に審査支払のための情報提供(受給者台帳)を行う。 高額医療合算介護サービス費の支給申請を受付け、自己負担額証明書を発行する。 医療保険者から受領する支給額計算結果連絡票情報より、支給(不支給)の判定を行い、高額医療合算介護サービス費の支払を行う。 	事後	重点項目評価と表現の統一
令和7年12月1日	I-1-③	GPRIME介護保険システム、介護保険要介護認定業務支援システムALWAYSJ	GPRIME介護保険システム、介護保険要介護認定業務支援システムALWAYSJ、中間サーバーコネクタ、中間サーバー、庁内連携基盤、サービス検索・電子申請機能	事後	重点項目評価と表現の統一

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	I-7	〒070-8525 旭川市7条通9丁目(総合庁舎3階) 旭川市 市民生活部 地域活動推進課 0166-25-9101	旭川市市民生活部地域活動推進課(情報公開・個人情報担当) 〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎3階) 0166-25-6012	事後	全庁的に統一した表現へと変更
令和7年12月1日	I-8	〒070-8525 旭川市7条通9丁目(総合庁舎2階) 旭川市 福祉保険部 介護保険課 0166-25-6485	旭川市福祉保険部介護保険課 〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎2階) 0166-25-6485	事後	全庁的に統一した表現へと変更
令和7年12月1日	II-1 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年11月1日時点	事後	
令和7年12月1日	II-2 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年11月1日時点	事後	
令和7年12月1日	IV-2~10	特に力を入れている／特に力を入れて行っている	十分である／十分に行っている	事後	軽微な修正 (特定個人情報保護評価指針の解説等に基づき見直し)
令和7年12月1日	IV-8	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面毎に人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面毎に人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じている。 ・特定個人情報の入手後は、複数人で内容を確認の上、施錠可能なキャビネット等に保管している。 ・廃棄時はその情報の機密性に応じた処分を徹底しており、特に個人情報が含まれるものについてはシュレッダーでの廃棄としている。 ・これら取扱いを含め、担当職員に必要な研修をeラーニング等で提供し、適切な受講を確認している。	事後	
令和7年12月1日	IV-9	[○]自己点検[]内部監査[]外部監査	[○]自己点検[○]内部監査[○]外部監査	事後	軽微な修正(実態に合わせた変更)
令和7年12月1日	全体	読点の修正(「、」→「、」への修正)	読点の修正(「、」→「、」への修正)	事後	本市の規程の改定に伴う改正